

2025年4月1日
統括管理責任者
副学長（研究担当）

2025年度 コンプライアンス教育・啓発活動・研究倫理教育実施計画

対象者	区分	時期				内容等
		4月 ～6月	7月 ～9月	10月 ～12 月	1月 ～3月	
関係役職者・コンプライアンス推進責任者	コンプライアンス教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習
	研究倫理教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習
	啓発活動	○				倫理審査委員会（ガイドライン報告、コンプライアンス・研究倫理教育実施報告）
			○			倫理審査委員会（チェックリスト結果報告）
				○		倫理審査委員会（不正防止計画協議）
		○			○	研究・知財戦略機構会議 （研究費ルール審議・報告および遵守徹底）
		○			○	学部長会 （研究費ルール審議・報告および遵守徹底）
					○	倫理審査委員会（不正防止計画等検証等）
すべての研究者・研究支援者	コンプライアンス教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習
	研究倫理教育	○				新任教員研修会
		随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習
	啓発活動	○				研究費使用説明会・数授会（不正事案共有・研究費ルール説明）
			○			科研費申請説明会（不正事案共有・研究計画の立て方・研究費ルール）
研究費の支給を受ける者(学生アルバイト等)	コンプライアンス教育	随時				契約時説明（対面・動画等、教材配布等）
	啓発活動	○	○	○	○	不正防止リーフレット（Web公開）
全ての大学院学生・学部学生	研究倫理教育	○	○	○	○	eAPRIN（大学院）・学内資料通読（学部）
事務職員(研究費管理・運用関係者)	コンプライアンス教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習
	研究倫理教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習
	啓発活動		○	○	○	研究費マニュアル連絡会（年4回）
内部統制・監査担当者	コンプライアンス教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習
	研究倫理教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習
	啓発活動	○	○	○	○	最高管理責任者・統括管理責任者連絡会
			○			監事及び監査部門との不正防止部門連絡会

研究費の適正使用、法令遵守（不正使用・罰則）等について

研究に必要な経費は、大学が経費を管理し、研究課題の達成に向けた研究計画に沿って支出することで、研究者個人へ課税されることのない「研究費」として執行できます。「研究費」として執行するには、大学や研究者は、配分機関（文部科学省、J S T等）が定めるルールを守り、監査において説明責任の義務を果たす必要があります。大学は、意図しない不正使用から研究者を守るため、研究費使用ルールを定めて周知しています。研究費使用ルールは、研究者自身を守るための仕組みでもあることをご理解いただき、適正執行にご協力ください。

1 近年の主な不正使用事案の例

研究分担者の不正であっても、研究代表者まで処分を受ける可能性があります。研究グループへの目配りをお願いします。

年月	大学名	不正の種別	機関による処分
2024.06	早稲田大学	カラ出張（旅費の不正請求・私的流用あり）	懲戒処分
2024.05	東京大学	目的外使用（私的流用及び還流行為なし）	
2024.03	富山県立大学	不適切な経理手続 （学生に虚偽のアルバイト出勤簿作成を指示）	懲戒処分
2024.01	愛知学院大学	不正受給（私的流用なし）、業績虚偽記載	
2023.11	法政大学	目的外使用（研究補助者の当該研究以外への従事）	検討中
2021.01	久留米大学	カラ雇用、目的外使用（自己発注・自宅納品）	刑事告訴・懲戒
2021.07	神奈川大学	カラ雇用、目的外使用（契約にない業務への従事）	研究費返還
2020.02	甲南大学	重複受領（立替払い清算時の架空請求）	諭旨退職
2020.03	関西大学	謝金の目的外使用及び架空請求	懲戒処分
2019.02	立教大学	カラ謝金、旅費の虚偽請求	諭旨解雇

2 不正使用に対する罰則等

不正行為を行うと、研究者に対する配分機関からの研究費返還や応募制限、学内での処分だけでなく、関係府省から機関（大学）が処分される場合があり、個人も機関も、社会的な信用を失います。罰則などは案件ごとに判断されますが、代表的な措置は以下のとおりです。

（１）研究者に対する措置

- ・ 配分機関、大学等による不正を行った研究者の個人名等の公開
- ・ 大学からの懲戒処分
- ・ 刑事罰（刑事告訴や民事訴訟等） 等

（２）機関への措置

- ・ 機関及び研究者への研究費返還（加算金を含む措置有）
- ・ 機関（機関に所属する研究者）への競争的研究費の応募制限
- ・ 不正研究者、共謀研究者、責任者の立場にある研究者等への研究費申請制限 等

<参考> 競争的研究費の適正執行に関する指針「研究費不正使用」の場合

- 私的流用を行った者----- 10年の申請及び参加制限
- 私的流用のなく不正した者----- 1～5年の申請及び参加制限
- 善管注意義務違反（不正に関与していない研究資金管理者）----- 最大2年

（参考）文部科学省 web サイト

研究機関における公的研究費の管理・監査 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限の改正について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1332421.htm

以 上